

第4章 自殺対策の基本的な考え方

1 基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

～市民一人一人の命を守り、自殺ゼロを目指す～

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があり、自殺対策を推進することは、社会全体の自殺のリスク要因を低下させることにつながります。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、いのち支える自殺対策の理念を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指していきます。

2 基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因：自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等）」より、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因：失業や多重債務、生活苦等）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を進めていきます。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、ひきこもり等様々な関連分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

とりわけ属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組などと連携を推進することや、精神医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、適切な支援を受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策や子育て支援等の包括的な取組が重要です。地域共生社会の実現に向け、本市では福祉王国プログラムの取組を行っており、

様々な分野の生きる支援にあたる人々が、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有して連携していきます。

(3) 対応の段階に応じた効果的な対策

ライフスキル教育や居場所づくりの推進等の「事前対応の更に前段階」、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」それぞれの段階において施策を講じていきます。

(4) 市民が自殺対策の理解を深め、主体的に自殺対策に取り組めるよう普及啓発を推進する

市アンケート調査結果で、本気で自殺したいと考えたことがある人、また、1年以内に考えたことのある人が1割以上おり、自殺に追い込まれるという危機は「誰でも起こり得る危機」と考えられます。また、その際に半数以上の方が誰にも相談できず、一人で抱え込んでいるという状況のため、危機に陥ったら誰かに援助を求めたらよいことが地域全体の共通認識になる必要があります。そして、市民一人一人が自殺は社会全体の問題であり我が事であることを認識し、身近な人の自殺企図のサインに早く気づき、専門家につなぎ、見守ることができるよう、積極的にこころの健康づくりや相談先の周知等について普及啓発をしていきます。

(5) 関係者による連携・協働の推進

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生活するためには様々な分野の施策や人々が連携する必要があります。市内の自殺対策連絡会議や自殺対策連絡協議会等の開催を通じて、市、県、医療機関、関係団体、民間団体、企業、市民が連携・協働し、ネットワークを強化し、自殺対策を推進していきます。